

令和5年度全国高等学校総合体育大会 第73回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会 医療救護要項

1 目的

この医療救護要項は、令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会に参加する選手、監督・コーチ・トレーナー・役員・視察員・報道関係者及び一般観覧者の医療及び救護について、基本的な事項を定めるものとする。

2 方針

令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会茨城県実行委員会(以下「茨城県実行委員会」という)は医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整等を行い、関係機関の協力を得て業務を行い、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 救護所

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各競技会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では応急処置を行い、必要に応じて「受診依頼書」を発行し医療機関に移送する。
- (3) 医師・看護師は、救護所で受けたすべての患者の状況を医療日誌に記載し、大会終了後茨城県実行委員会事務局に報告する。

4 救護所以外

- (1) 宿舎での発病等
監督・引率責任者等が宿舎に申し出るとともに、下記の医療機関等へ連絡し、必ず監督等が付き添い受診する。
- (2) 救急車の要請
救護所における場合を除き、緊急を要する場合は直接「119」番で救急車を要請する。
なお、後刻、傷病の状況を茨城県実行委員会事務局に報告する。
- (3) 宿舎等から直接受診した場合
後刻、傷病の状況を茨城県実行委員会事務局に報告する。

5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「保険証」を提示し受診すること。また、日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

6 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意する。
- (2) 救急車以外の車両を使用した場合の費用については受診者が負担する。
- (3) 大会参加者は、大会期間中を通し、できるだけ各種傷害保険に加入しておくことが望ましい。

7 医療機関の案内（会場・宿舎周辺）

(1) ひたちなか市内・東海村内・水戸市内

ア 大会関係者で診療が必要になった時は、宿泊施設のフロントで最寄りの医療機関を確認し、受診してください。

イ 症状が重い場合は、「119」番通報で救急車の要請をしてください。

ウ 最寄りの医療機関（総合病院）は以下の通りですが、指定医療機関ではありません。

- ・ひたちなか総合病院：ひたちなか市石川町20番1（029-354-5111）
- ・村立東海病院：東海村大字村松2081-2（029-282-2188）
- ・水戸共同病院：水戸市宮町3-2-7（029-231-2371）
- ・水戸済生会総合病院：水戸市双葉台3-3-10（029-254-5151）
- ・水戸赤十字病院：水戸市三の丸3-12-48（029-221-5177）

(2) 休日・夜間診療

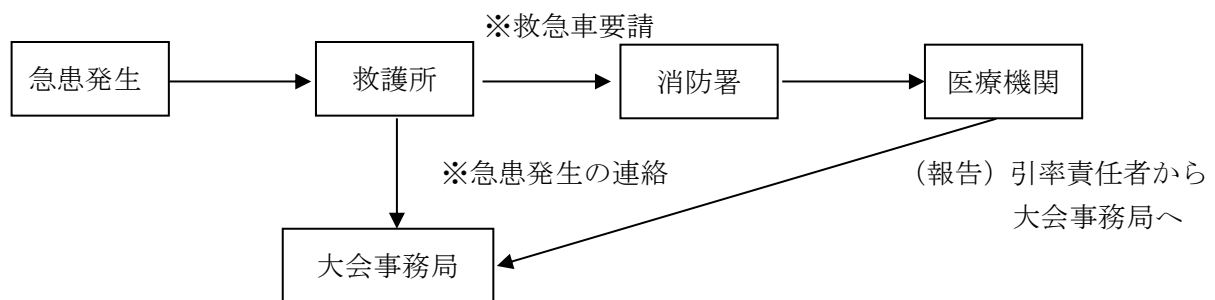
- ・水戸市休日夜間緊急診療所

水戸市笠原町993-13（029-243-8825）

- ・ひたちなか市休日夜間診療所

ひたちなか市石川町20番32号（029-274-3240）

8 救急連絡体制



9 医療機関情報(参考)

(1) 茨城県救急医療情報システム(ホームページ)

<https://www.qq.pref.ibaraki.jp/>



(2) いばらき医療機関情報ネット (ホームページ)

<https://www.ibaraki-medinfo.jp/>

